

報道各位

京丹後市役所

個人番号通知カード写しの誤送付について

戸籍の郵便請求手続きをされた方に対して、別人の戸籍郵便請求の際に同封されていた個人番号通知カード写しを誤って郵送していたことが、誤送付を受けた方からの連絡により判明し、事実を確認しましたので、その経緯について下記のとおり公表します。

記

1 誤送付に至る経緯

平成30年4月5日木曜日、郵便請求により戸籍送付依頼のあったB氏宛ての戸籍封入封筒に、同じく戸籍送付の依頼のあったA氏の本人確認資料として添付された個人番号通知カードの写し(個人番号記載あり)を誤って混入して郵送したものであり、4月12日木曜日10時頃、B氏から、他人の個人番号通知カードの写しが混入されているとの電話連絡により、判明しました。

B氏には、不手際をお詫びするとともに、返信用の封筒を送付するので、手元にある個人番号通知カードの写しを速達で京丹後市まで返送していただくよう依頼を行いました。その後、4月15日日曜日に速達が本市に到着し、事実を確認しました。

※郵便請求制度について

京丹後市に本籍がある方が、都合で窓口で交付手続きに来られない場合、郵便で各種証明書(戸籍謄本・戸籍抄本・戸籍の附票・住民票等)を請求できる制度
請求手続きは、請求する証明書料金分の定額小為替と本人確認できる資料(運転免許証・個人番号カードの写し等)と返信用封筒を同封して申し込む。

28年度実績で年間15,715件の郵便請求がある。

2 対応

A氏(個人番号通知カード写しの持ち主)へは、直接お会いしてお詫びを申し上げたい旨を伝えましたが辞退されたため、電話にて誤送付の経緯を説明し、お詫びを申し上げました。併せて、個人番号変更の手続きの案内も行いました。

4月12日木曜日午後、京都府自治振興課に誤送付の事実について報告を行いました。後日、顛末についても報告することになります。

なお、今回誤送付となった郵便請求事務担当職員に対しては、機密性の高い事務を取り扱っているという緊張感をもって事務に従事するよう口頭での厳重注意、指導を行いました。

3 誤送付に至った原因

郵便請求書面と本人確認書類は、定められた保存期間（5年）、市民課で整理保存しています。

通常送られてくる本人確認資料は1種類ですが、今回、A氏からは運転免許証の写しと個人番号通知カードの写しの2種類が同封されてきたため、本人確認書類としては運転免許証の写しを保存し、本人確認書類とはならない個人番号通知カードの写しは本人に返却することとしたのですが、封入・返却の際の宛名確認が不十分であったことから誤送付に至りました。

4 今後の対策

機密性の高い事務に対してこうした案件が発生し得る危険性があることを再認識し、郵便請求の返送事務にあたっては、複数職員による確認を徹底します。

また、提出された本人確認書類等については、今後、全て請求書面に添付して保存することとし、返却は行わないこととします。

以上、今回のような事務処理が二度と発生しないよう、日々適切な業務遂行に努めて参ります。

京丹後市 市民環境部市民課

TEL:0772-69-0210 FAX:0772-62-6716